

議案第 34 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することの協議について、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

七飯町長 杉 原 太

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）の一部を次のように変更する。

第 4 条を次のように改める。

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第 19 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1（第 4 条関係）を削り、別表第 2（第 19 条関係）を別表とする。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。